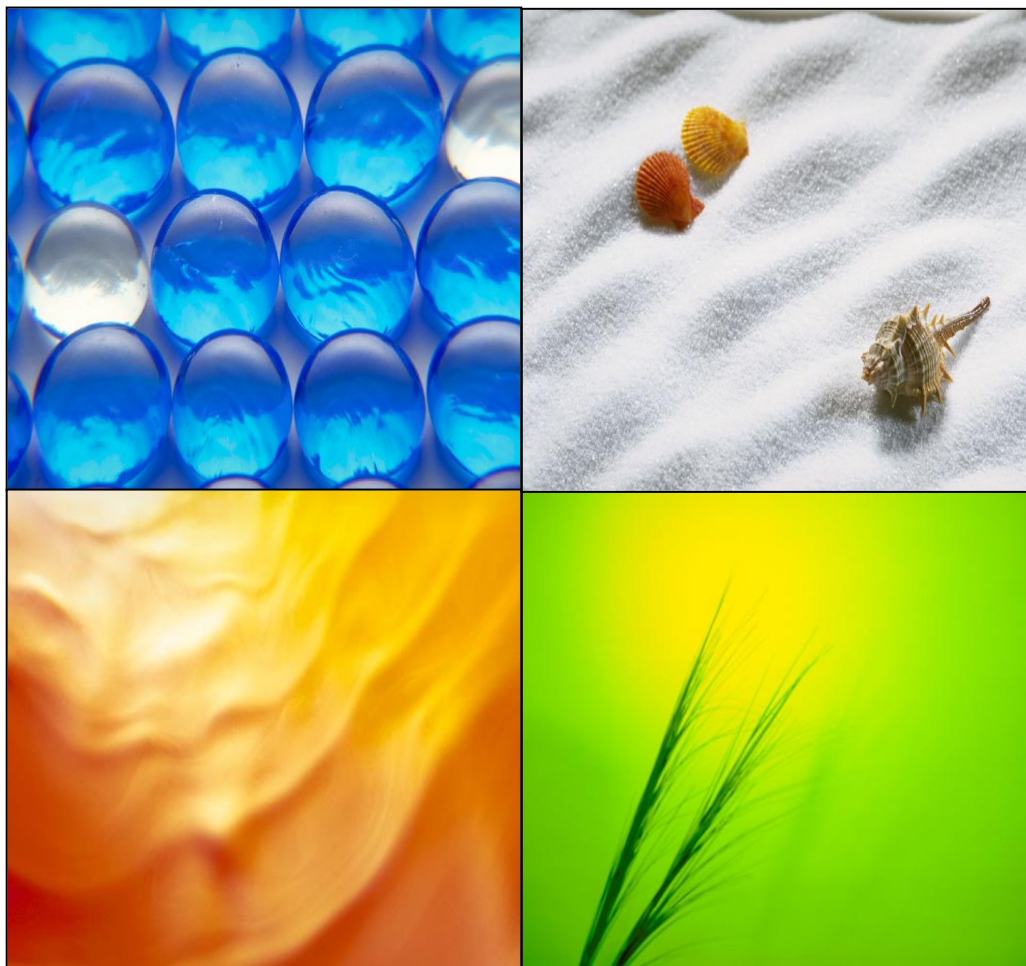


徳島県環境保全施設整備等資金

◆融資のご案内◆



徳島の豊かな自然を守り、
よりよい環境を将来に引き継ぐために・・・

徳島県では、環境保全に取り組む中小企業の皆さんを
有利な条件の資金あっせんにより応援します。

● 融 資 を 利 用 で き る 方

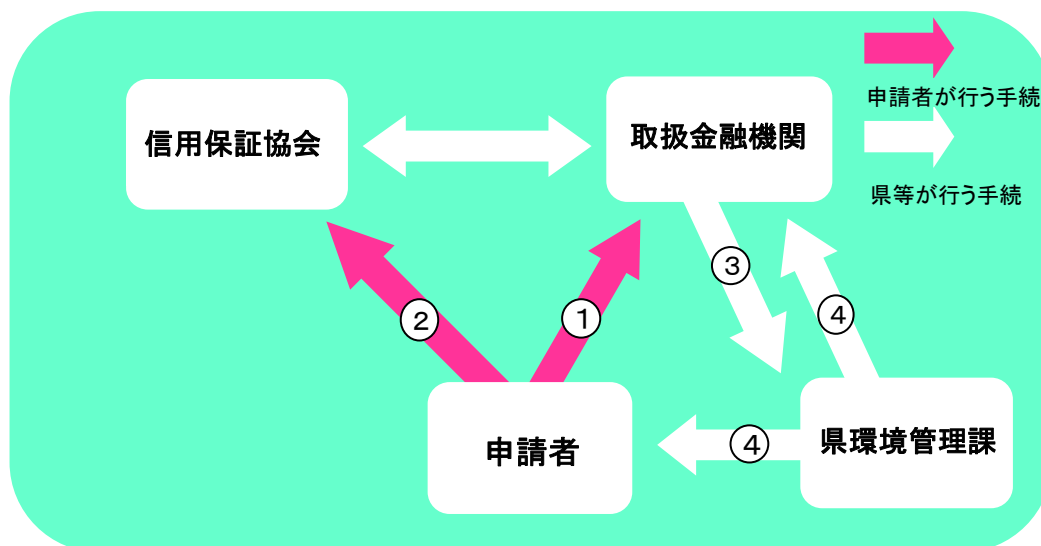
次の要件をすべて満たしている方です。

- (1) 中小企業信用保険法第2条第1項に定める中小企業者の方
資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業にあっては5,000万円、卸売業にあっては1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業にあっては50人、卸売業又はサービス業にあっては100人）以下の会社及び個人の方など
- (2) 県内に工場等を有し、原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる方
- (3) 県税を滞納していない方
- (4) 原則として、融資対象事業（融資対象施設の設置等）に着手していない方
- (5) 吹付けアスベスト除去工事等を施工するための設備整備に必要な資金の融資を受けようとする方については、建設業法第3条第1項に定める建設業の許可又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律第21条第1項に定める解体工事業者の登録を受けている方

● 融 資 の 対 象 施 設 等

区 分		主 な 施 設 等
大 気 汚 染 防 止		集塵装置、除塵装置、有害物質処理施設等
水 質 汚 濁 防 止		沈殿槽、活性汚泥処理施設、加圧浮上処理装置等
騒 音・振 動 防 止		遮音壁、消音装置等
悪 臭 防 止		燃焼設備、洗浄装置、活性炭吸着装置等
廃 棄 物 処 理		処理施設（脱水機、焼却施設、油水分離装置等） 運搬専用車
土 壌 汚 染 対 策		土壌ガス吸引処理装置、汚染水処理装置等
工 場 移 転		公害防止のための工場移転
分 析 測 定 機 器		流量計、演算機等
環 境 保 全 事 業	フ ロ ン 対 策	特定フロン回収装置
	環 境 ア セ ス メ ン ト 実 施	環境調査委託、コンサルティング経費等
ア ス ベ ス ト 対 策	吹 付 け ア ス ベ ス ト 除 去 工 事	吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み費用等
	吹付けアスベスト除去 工事ための設備整備	エアシャワー、負圧除塵装置等

● 融 資 の 手 続



- ① 申請される方は、計画書を取扱金融機関に提出し、融資の申込みをします。
- ② 信用保証を受けられる方は、①の書類を信用保証協会にも提出します。
- ③ 取扱金融機関から県環境管理課に協議があり、県において施設整備計画等の審査を行います。
- ④ 県からの審査の結果を申請者及び取扱金融機関に報告します。
(この審査を受けてから取扱金融機関で融資が決定されます。)

※計画書(様式)は県環境管理課、南部環境保全室、西部環境保全室及び
取扱金融機関にあります。

※申請の手続きをするときは事前に県環境管理課企画・大気担当にご相談ください。

● 融 資 の 条 件

(令和8年4月1日現在)

融資限度	1事業所につき5,000万円以内
融資期間	7年以内
融資利率	プロパー 年 2.35% 以内
	信用保証付 年 2.30% 以内

● 取扱金融機関

阿波銀行、四国銀行、徳島大正銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、
商工組合中央金庫県内にある本店及び支店

「環境保全施設整備等資金」についてのお問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部 環境管理課 企画・大気担当

電話 (088)621-2270

FAX (088)621-2847

また、以下の各保健所、南部・西部環境保全室及び
各市町村環境担当課へお気軽にご相談ください。

機 関 名	電 話 番 号
徳 島 保 健 所	088-602-8901
吉 野 川 保 健 所	0883-24-1114
南 部 環 境 保 全 室	0884-28-9858
西 部 環 境 保 全 室	0883-53-2060

(令和8年4月1日現在)